

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-5
許認可等の種類	特定非営利活動法人合併の認証				
根拠法令条例等・条項	特定非営利活動促進法第34条第3項				
許認可等の概要	特定非営利活動法人が他の特定非営利活動法人と合併するための認証				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法</p> <p>第34条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第1項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>5 第10条及び第12条の規定は、第3項の認証について準用する。</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>第34条第5項において準用する第12条第2項</p> <p>前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した日から2月以内に行わなければならない。</p>				
期間の制定根拠	—				